

児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について

経緯

【児童福祉法等の改正】

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いで発生したことを受け、虐待対応の強化を図るため、**保育所等の職員による虐待への対応**について規定（令和7年10月1日施行予定）

【主な改正内容】 ※以下、改正後の児童福祉法を「法」と表記

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の**通告義務**（法33条の12）
- ・都道府県等による**事実確認**や児童の**安全な生活環境を確保**するために必要な措置（法33条の14②③）
- ・都道府県等が行った措置の**児童福祉審議会への報告**、虐待の状況等の公表（法33条の15及び16） 等

方向性

児童養護施設等の職員による被措置児童虐待については、子供権利擁護部会で報告を受けているが、**保育所等追加の対象施設・事業については、新たな常設部会の設置による対応を検討**